

週休2日推進工事に関する各種見直しについて

(建設経済局 技術調査課)

1 概要

本県における週休2日推進工事は、令和7年10月に週単位の週休2日を導入するよう要領を改正し、週休2日の「質」の向上を図ってきた。

国土交通省および農林水産省では、これまで実施してきた週休2日の取得に要する費用の計上等による試行は完了したものとし、令和8年度以降に発注する工事においては費用計上等を実施しないこととした。

以上から本県の建設工事において、週休2日推進工事に関する各種要領等について、費用計上の取りやめを踏まえた改定を行う。

2 各種要領等の見直し内容（本県の対応）

【実施要領】

(1) 土木工事、機械工事

○費用計上の通常化に伴う補正係数の見直し

労務費	(週単位)	1. 0 2	→ 補正無し (試行完了)
	(月単位)	1. 0 2	→ 補正無し (試行完了)
共通仮設費率	(週単位)	1. 0 2	→ 補正無し (試行完了)
	(月単位)	1. 0 1	→ 補正無し (試行完了)
現場管理費率	(週単位)	1. 0 3	→ 補正無し (試行完了)
	(月単位)	1. 0 2	→ 補正無し (試行完了)

(2) 国土交通省所管（港湾関係工事）

○「休日確保評価型」試行工事における補正係数の変更

労務費	(4週8休以上)	1. 0 2	→ 補正無し (廃止)
共通仮設費率	(4週8休以上)	1. 0 2	→ 1. 0 2 (変更なし)
現場管理費率	(4週8休以上)	1. 0 3	→ 1. 0 3 (変更なし)
※港湾工事市場単価については補正なし			

(3) 農林水産省所管（農地工事）

○費用計上の通常化に伴う補正係数の見直し

労務費	(週単位)	1. 0 2	→ 補正無し (試行完了)
	(月単位)	1. 0 2	→ 補正無し (試行完了)
共通仮設費率	(週単位)	1. 0 5	→ 補正無し (試行完了)
	(月単位)	1. 0 4	→ 補正無し (試行完了)
現場管理費率	(週単位)	1. 0 6	→ 補正無し (試行完了)
	(月単位)	1. 0 5	→ 補正無し (試行完了)

(4) 林野庁所管（森林工事）

○完全週休2日（土日）および月単位の週休2日を導入による補正係数の変更

労務単価	（月単位）	1. 0 4	→	（完全週休2日）	1. 0 2
	（通期）	1. 0 2	→	（月単位）	1. 0 2
機械経費	（月単位）	1. 0 2	→	補正無し	
	（通期）	1. 0 2	→	補正無し	
共通仮設費率	（月単位）	1. 0 3	→	（完全週休2日）	1. 0 2
	（通期）	1. 0 2	→	（月単位）	1. 0 1
現場管理費率	（月単位）	1. 0 5	→	（完全週休2日）	1. 0 3
	（通期）	1. 0 3	→	（月単位）	1. 0 2

(5) 実施方法

土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準により積算する工事においては、工事完成時、受注者は週休2日達成状況報告表（別紙1を参考とする）を監督員に提出する。

3 適用期日

・静岡県は、令和8年10月1日以降に設計積算を行うものから適用